

# 貸金業制度等に関する懇談会

説明資料

平成18年2月15日

アコム株式会社 代表取締役社長 木下 盛好

## 無担保無保証ローンについて

- 金融商品の要素  
商品を構成する要素

販売対象	担保有無	保証人	契約形態	目的	返済額	その他
一般消費者	無	無	包括契約	フリー	最低返済額以上(ミニマムペイメント)	金利
事業者	有	有	個別契約	教育、旅行など		借入金額
法人				事業資金	指定額	返済期間

図表-1

- 消費者金融業者の中心的な商品は「無担保・無保証ローン」

無担保・無保証ローン比率 (%)

	平成15年度	平成16年度
当社	96.0	96.5
消費者金融連絡会:5社計	92.8	92.8

図表-2

TAPALS白書2005 データ集P.1より

- リスクは貸し手

貸倒償却額・償却率 (百万円、%)

	平成15年度		平成16年度	
	償却額	償却率	償却額	償却率
当社	112,598	7.0	108,446	6.8
消費者金融連絡会:5社計	462,835	7.2	433,901	6.8

図表-3

TAPALS白書2005 データ集P.1より

## 消費者のメリット

- ①担保(主に不動産)がなくても融資を受けられる
- ②担保を差し出していないので、万一返済が困難になっても担保権を実行されない  
(住居をとられることはない)
- ③有担保の場合、登記等により第三者に借入の事実を知られざるを得ないが、それを回避できる
- ④有保証の場合は万一返済不能になったとき保証人に迷惑をかけるがそれがない

## 貸し手のデメリット

- ①審査技術が確立されていない場合には、高いリスクを負う可能性がある
- ②自社の新規融資時には十分な信用力があっても、資金需要者が後の収入減少や借入の増加、ヤミ金に騙されたときなどにリスクを負うことになる

## リボルビング契約の特徴

### リボルビング方式

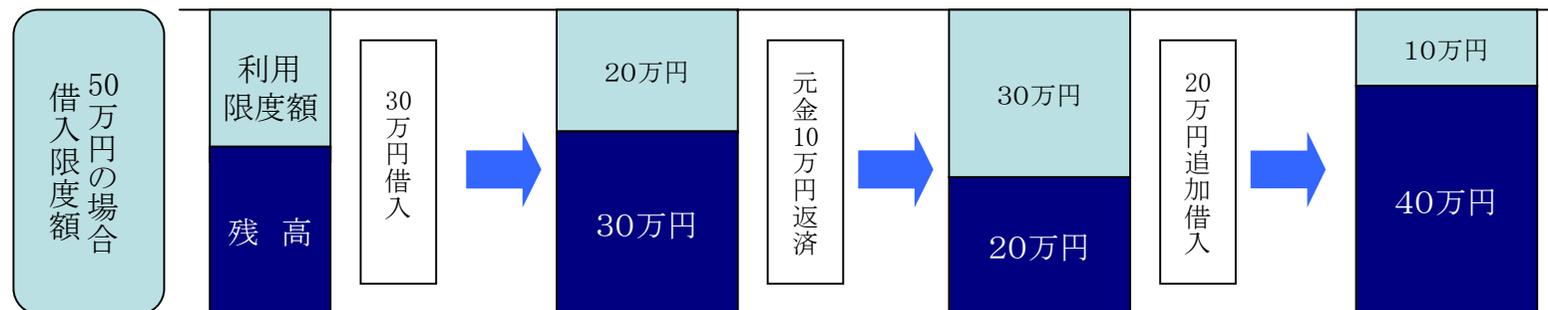
リボルビング方式には利用者の信用力に応じて、あらかじめ借入限度額を設定し、その限度額の範囲内であれば、繰り返し利用できるという特徴があります。

つまり、一定の与信(借入)限度枠の範囲内で自由に利用ができ、毎月一定の金額を支払う返済方法です。

具体的には以下の3つの特徴があります。

- 一定の与信(借入)限度額を設定
- 返済額は、最低支払額(ミニマムペイメント)を定め、任意での追加返済は自由
- 利用残高が与信(借入)限度額の上限以内ならば、自由に追加利用ができる

このように、リボルビング方式はカード利用により随時入出金ができることから、CD/ATMの利用に適した契約形態といえます。消費者金融業界では現在の主流となっています。



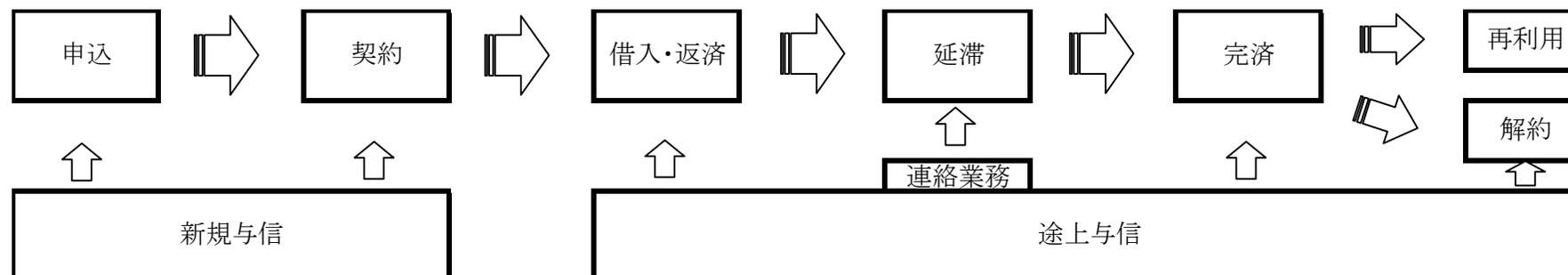
(資料)消費者金融白書: JCFA、NIC会による共同制作

## リボルビング契約のメリット

- ①新規契約時の上限金額はお客さま自身が設定できる、ただし、審査の結果、要望よりも低い上限金額になることはある
- ②返済は、期限前であればいつでも行える
- ③返済は、最低支払金額以上であればいくらでも返すことができる
- ④借入・返済は固定された場所で行う必要がなく、その都度自分に最も利便性の高い場所で、手数料などもなく行うことができる

## 新規契約申し込みから完済まで

図表-4



# 新規契約申し込みから完済まで

## ATMによる入出金件数割合

(件、%)

CD・ATM台数(当社)

CD・ATM台数(台)	81,736
自社設置分	1,891
提携分	79,845

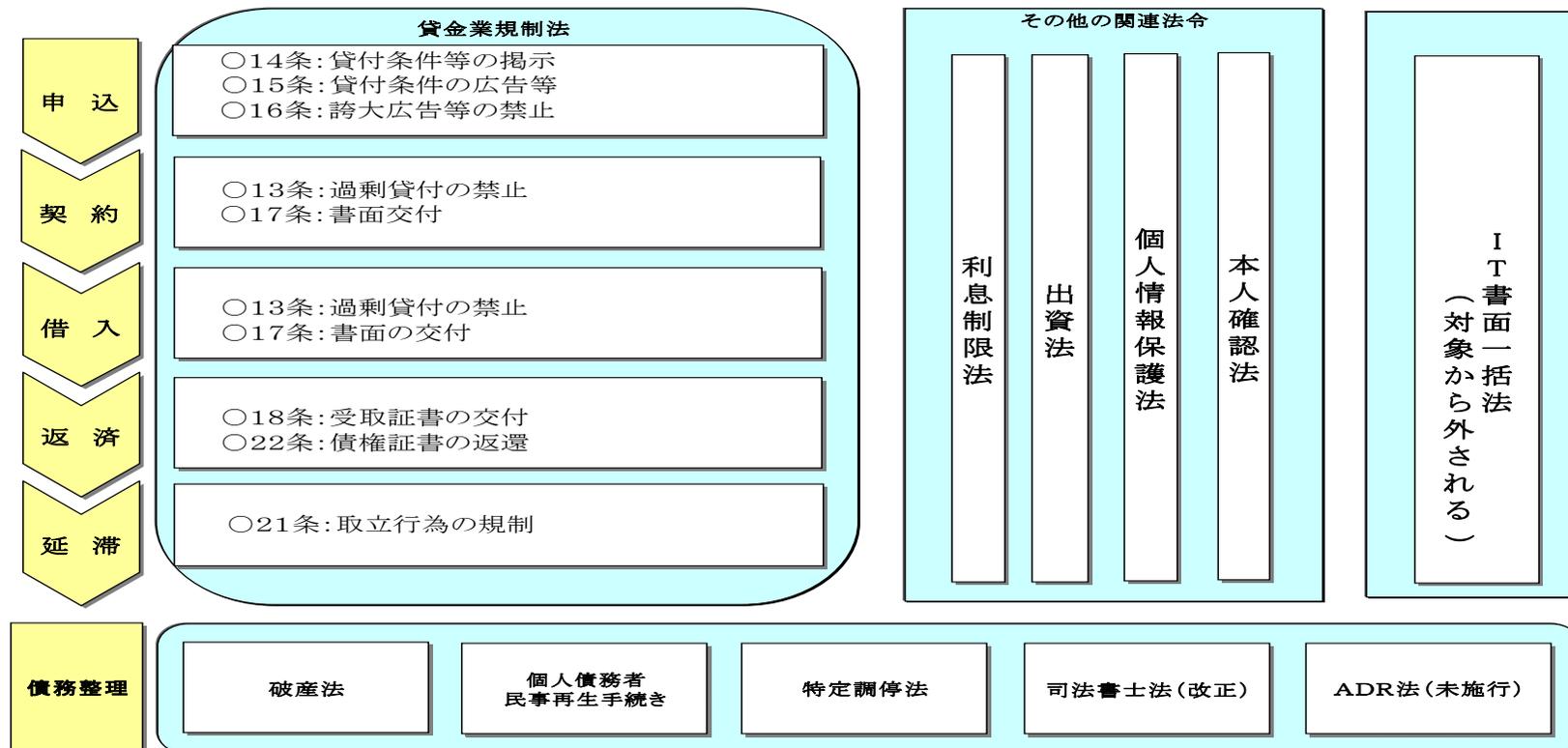
A T M	貸付件数		入金件数	
	貸付件数	構成比	入金件数	構成比
(内提携ATM)	23,820,086	99.07	28,014,806	86.76
	(7,881,787)	(32.78)	(4,965,425)	(15.38)
合 計	24,042,693	100.00	32,288,310	100.00

図表-5

# 貸金業界の関連法令

※当社集計より

図表-6



# 契約極度額(当社)

新規極度額ランク別構成表【2004. 4. 1～2005. 3. 31】

		口座 (件)	構成比 (%)
合 計	極度額 ラ ン ク	1～10万円	19.6
		11～20万円	17.4
		21～30万円	14.2
		31～40万円	6.9
		41～50万円	35.3
		50万円以上	6.6
		合計	338,696

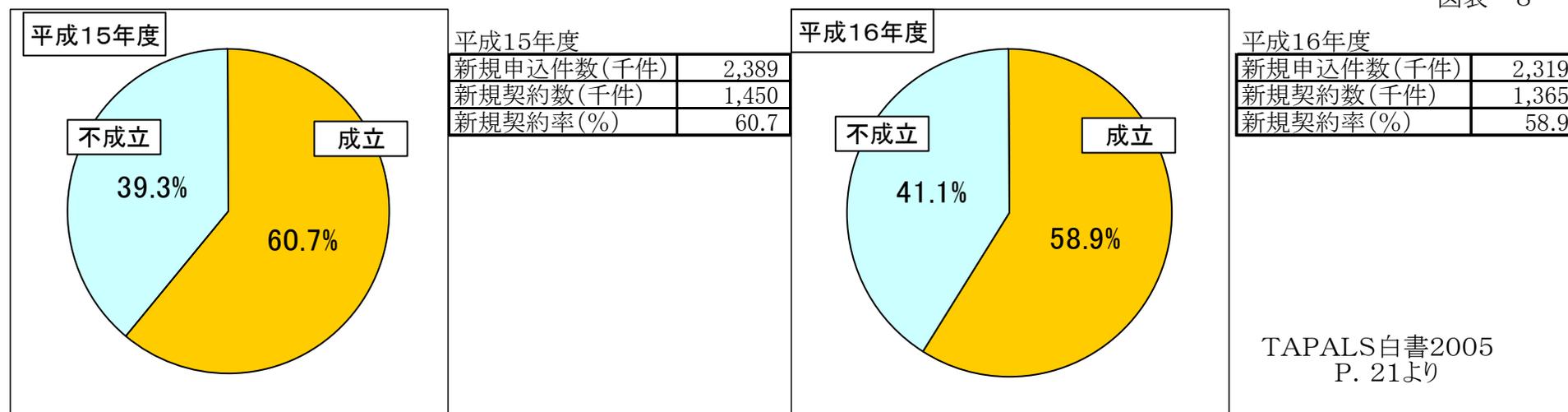
図表-7

\*51万以上の設定においては、本社審査認可後の設定となっています。

※当社集計より

# 新規契約率(消費者金融連絡会5社計)

図表-8



# 平均貸付金利推移(消費者金融連絡会5社)

(単位:%)

図表-9

12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末	17年3月末
25.52	24.87	24.56	24.16	23.40	23.15

TAPALS白書2005  
P. 33より

## 断り理由(当社)

### 平成16年度新規断り理由内訳(無担保)\*クレジット除く

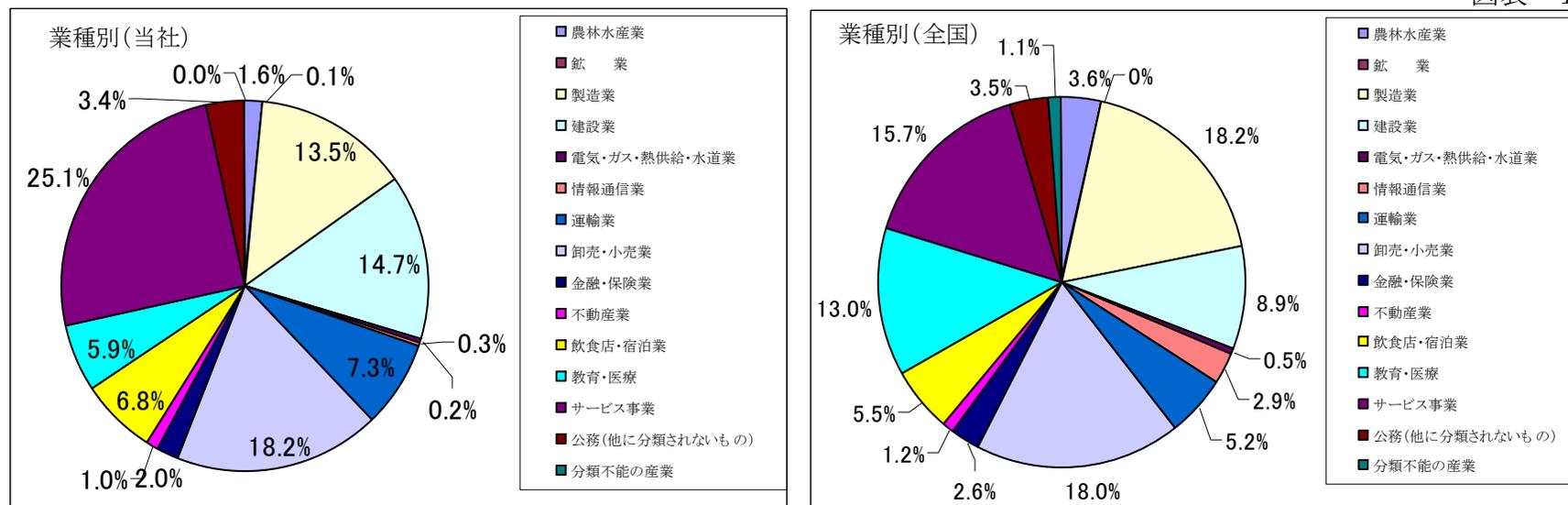
(単位:件/%)

図表-10

断り合計	161,225	構成比
信用情報内容判断	64,296	39.9
コンピューター与信判断	23,989	14.9
金額折り合わず	18,761	11.6
最終決裁者判断	26,212	16.3
上記以外のその他の理由	27,967	17.3

## 利用者の業種別

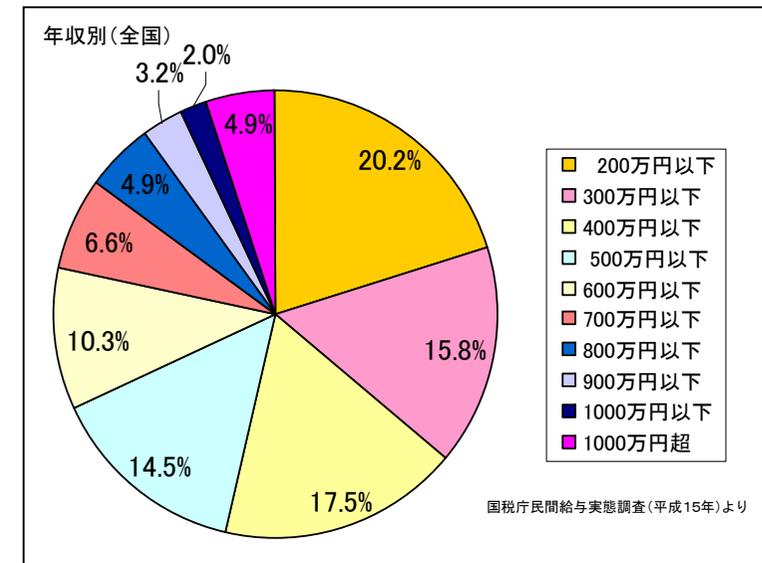
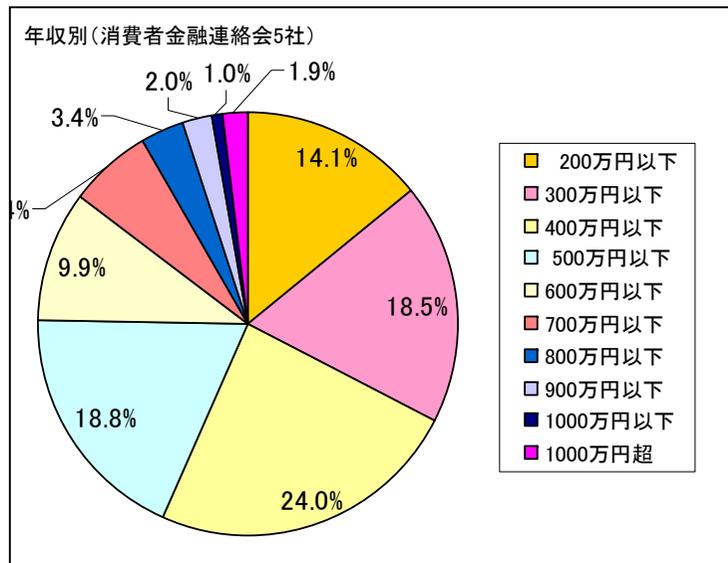
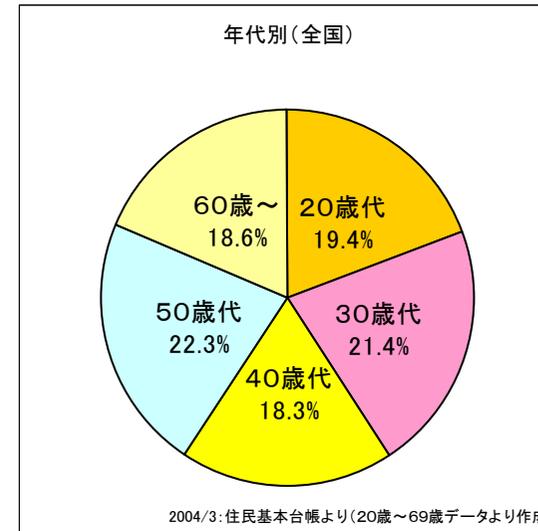
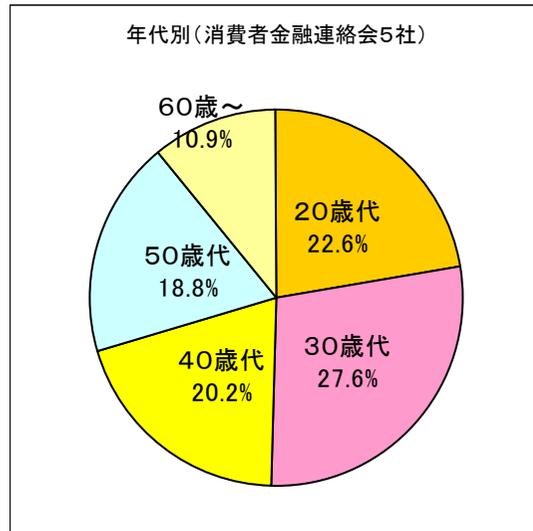
図表-11



厚生労働省:労働力調査より

# 利用者の年代・年収別 ・利用者は一般的な消費者

図表-12



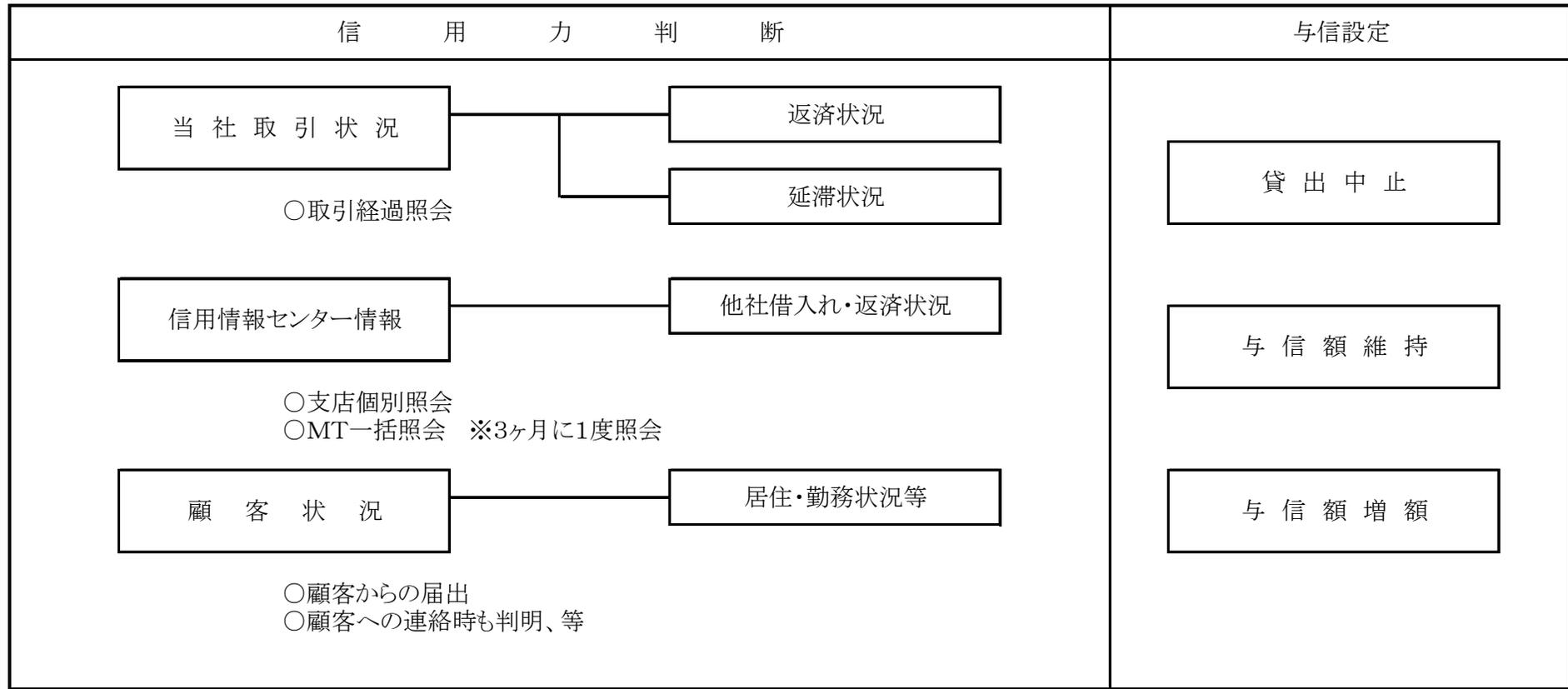
TAPALS白書2005 P. 26, P. 27より

- 業者が背負っているリスクと関連している
- リスク・ベースド・プライシングの概念からは『ハイリスク層』へのサービスと定義される
- 『信用』のみによって立つ商品であるからハイリスクである
- 無担保・無保証の商品は、本来『性善説』により成り立つ



# 途上与信

図表-14



申込客の信用力に応じた商品設計し提供

⇒

信用力に応じた上限金額

与信決裁

⇒

コンピューター与信判断と与信決裁者判断

途上与信

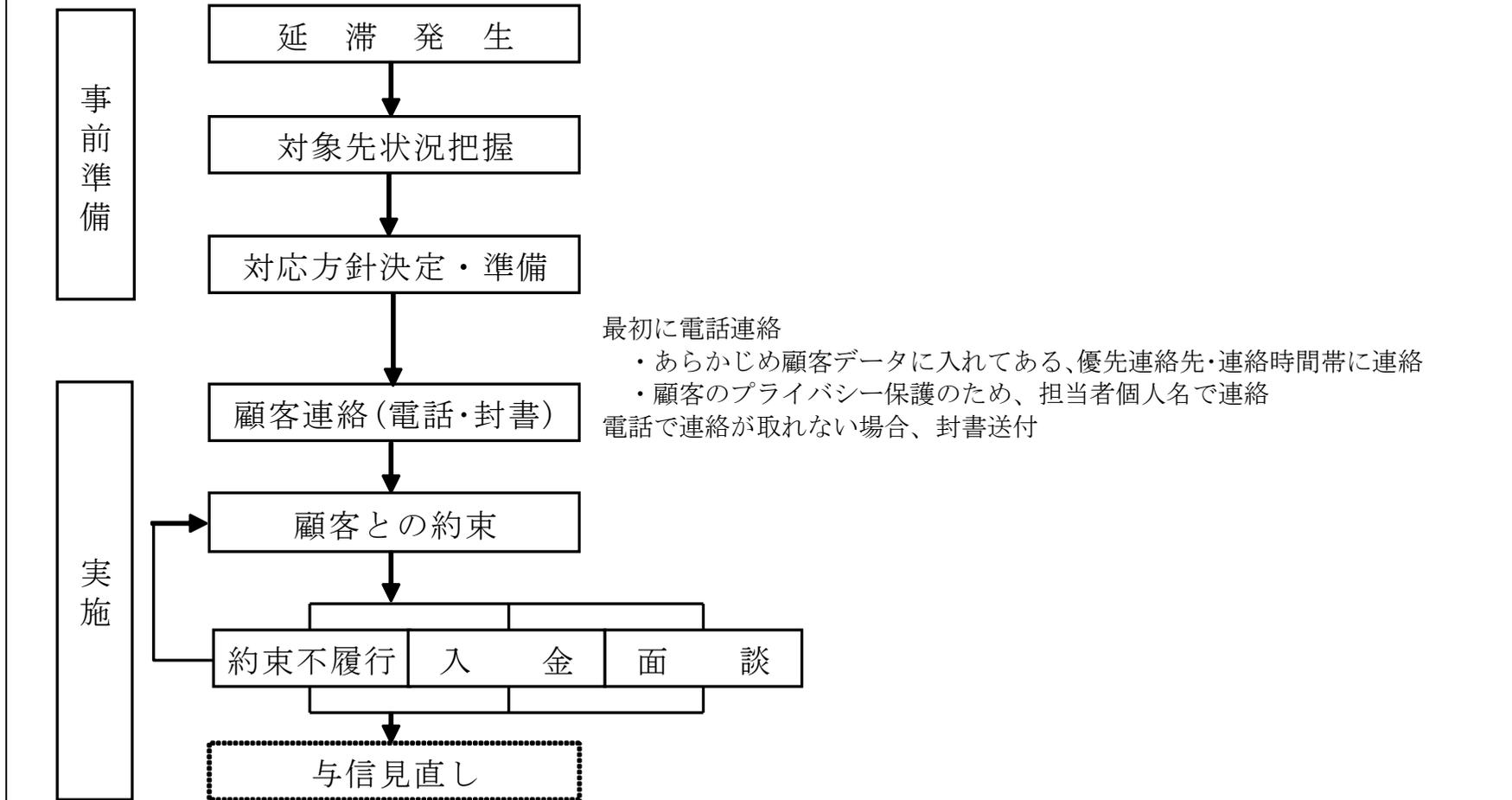
⇒

全てのリスク回避は不可能

# 請求連絡業務

図表-15

延滞管理・回収の具体的な手法・フロー



## 貸金業規制法 第21条

### ● 取り立て行為の規制(概要)

貸金業者は債権の取立てをするにあたり、人を威迫し、又は次の各号に挙げる言動をし、人の私生活もしくは業務の平穩を害し、困惑させてはならない。

1. 内閣府令が定める時間帯(午後9時から午前8時まで※施行規則19条1項)に債務者に電話をかけたり、FAXを送信したり、居宅を訪問したりすること
2. 正当な理由(※ガイドライン3-2-6(3))がないのに、債務者等の勤務先、その他の居宅以外の場所に電話をかけたり、電報を送達したり、若しくはFAXを送付したりすること
3. 第三者に対し、債務者の借入の事実、私生活に関する事実を明らかにすること(※施行規則19条2項 書面には封をするなど借入の事実が分からない方法をとる)
4. 債務者に他の貸金業者から弁済資金の調達を要求すること
5. 債務者以外のものに対し、債務の肩代わりを要求すること
6. 債務者が、弁護士や司法書士に債務整理を委託した場合(いわゆる弁護士等が受任した場合)に、正当な理由がないのに債務者に電話、FAX等で連絡をとること。

### ● 本条違反の罰則

1. 行政処分 貸金規制法36条(業務の全部または一部停止)
2. 21条第1項違反>貸金業規制法47条ノ二 2年以下の懲役 300万円以下の罰金
3. 21条第2項、3項違反>貸金業規制法49条 100万円以下の罰金

## 自主規制

- 貸付規制 = 新規時の借入件数制限
- 広告規制 = CMの放映時間・表現内容等

## 啓発、教育活動状況

※TAPALS白書2005 P71, P85～P100 「消費者金融連絡会」参照

- 啓発広告
- 金銭教育支援活動
- 講師派遣制度
- 基金設立

## 相談窓口

- 相談窓口の拡大
- 新たな機関の創設

## 悪質業者の排除に関して

- 消費者が明確に見分けられる基準

# 安定化したビジネスモデルの実現

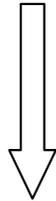
## 43条の空洞化

規制法43条の機能と主旨 ⇒

貸金業の適正の確保・資金需要者等の保護

規制法43条  
(みなし弁済)  
不安定 ⇒

- 規制法43条(みなし弁済)の不安定から
- ・債務整理、訴訟提起した資金需要者のみが、利息制限法金利を適用
  - ・貸倒れリスク予測困難で経営が不安定
  - ・登録業者の減少
  - ・超過需要の発生
  - ・無登録悪質業者(ヤミ金)による被害が増加

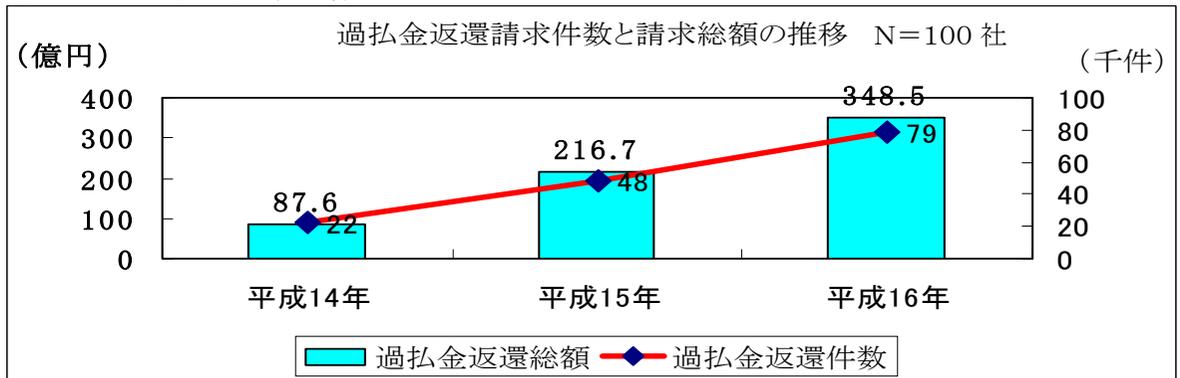


『資金需要者の利益保護』不十分  
『貸金業の業務の適正』阻害

規制法43条の明確化 ⇒

《不安定から生じている問題解決》  
《規制法43条の機能と主旨回復》

## ● 過払い返還額増加



図表-16

(社)東京都貸金業協会:アンケート  
激増する過払金返還請求の実態に迫るより

過払金返還額消費者金融連絡会5社合計(平成17年度第三四半期) 371億円

(各社データブックまたは決算説明会報告より)

## 貸金業規制の現代化

### リボルビング取引・ATM(提携ATM含む)取引に添った書面交付対応

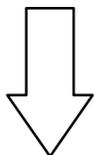
#### ●法定記載事項の整備

##### ○リボルビング取引に添った記載項目

- ・債務内容の把握
- ・返済計画

##### ○個人情報保護法との整合

- ・プライバシー保護



《資金需要者の利益保護》

#### ●IT書面も可能とする書面交付方法の是正

##### 【紙媒体だけの書面交付】

- ・不便
- ・遅延
- ・不确实

※IT化対応を希望する  
資金需要者ニーズを阻害  
(資金需要者に選択の権利なし)



《資金需要者の利益保護不十分》

##### 【紙媒体とIT書面による書面交付】

- ・便利
- ・迅速
- ・确实

※IT化対応を希望する  
資金需要者ニーズに応える  
(資金需要者に選択の権利有)



《資金需要者の利益保護徹底》

### 更なる資金需要者等の利益の保護・更なる貸金業務の適正な運営の徹底

- 発生してしまった多重債務者への対応
- 多重債務者の発生の未然防止